東京電力福島第一原子力発電所の事故による避難者等に係る介護サービス利用者負担額軽減支援事業実施要綱を次のように定める。

平成24年10月26日

郡山市長 品 川 萬 里

東京電力福島第一原子力発電所の事故による避難者等に係る介護サービス利用者負担額軽減支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、東京電力福島第一原子力発電所の事故(第2条において「原発事故」という。)に伴い設定された警戒区域等に住所を有する等の介護保険の被保険者(以下単に「被保険者」という。)について介護サービス及び、介護予防・日常生活支援総合事業のサービス(以下単に「介護サービス」という。)を利用した際の利用者負担額を免除することにより、当該被保険者の経済的な負担の軽減を図ることを目的とする。

(対象者)

- 第2条 この要綱による利用者負担免除の対象となる者(以下「免除対象被保険者」という。) は、東日本大震災により被災した被保険者で、次のいずれかに該当するものとする。
 - (1) 次のアからウまでのいずれかに該当していた者であって、本市に転入したもの
 - ア 原発事故に伴い原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第 156 号)第28条第 2 項において読み替えて適用される災害対策基本法(昭和36年法律第 223 号)第60条第 1 項の規定に基づき設定された帰還困難区域、居住制限区域及び避難指示解除準備区域(当該区域に設定されていた区域を含む。)内に住所を有しているもの
 - イ 原発事故に伴い原子力災害対策特別措置法第20条第2項の規定に基づき設定されていた 緊急時避難準備区域内に住所を有しているもの
 - ウ 原発事故に伴い設定された特定避難勧奨地点(原子力災害対策特別措置法第17条の規定により設置された原子力災害対策本部の長が、事故発生後1年間の積算線量が20ミリシーベルトを超えると推定されるとして特定した地点をいう。)の住居に居住していたため、避難を行っているもの
 - (2) 前号アからウまでのいずれかに該当する者であって、本市の被保険者であるもの
 - (3) 前2号に規定する者に準ずる者として市長が認めるもの
- 2 前項の規定にかかわらず、平成26年3月31日までに指定を解除された緊急時避難準備区域及び特定避難勧奨地点に住所を有する者であって、かつ、合計所得金額(1月1日から7月31日までの申請にあっては前々年の所得、8月1日から12月31日までの申請にあっては前年所得とし、平成29年3月1日以降にあっては租税特別措置法(昭和32年法律第26号)の規定による長期譲渡所得又は短期譲渡所得に係る特別控除額の適用がある場合には、当該合計所得金額から特別控除額を控除して得た額とする。以下同じ。)が6,330,000円以上である者は、平成26年10月1日以降は免除の対象としない。ただし、同日前の審査の対象となる介護サービスに係る利用者負担免除にあっては、この限りでない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に指定を解除 された緊急時避難準備区域及び特定避難勧奨地点に住所を有する者であって、かつ、合計所得

金額が 6,330,000 円以上である者は、平成27年10月1日以降は免除の対象としない。ただし、同日前の審査の対象となる介護サービスに係る利用者負担免除にあっては、この限りでない。

- 4 第1項の規定にかかわらず、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に指定を解除された避難指示解除準備区域に住所を有する者であって、かつ、合計所得が6,330,000円以上である者は、平成28年10月1日以降は免除の対象としない。ただし、同日前の審査の対象となる介護サービスに係る利用者負担免除にあっては、この限りでない。
- 5 第1項の規定にかかわらず、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に指定を解除された居住制限区域又は避難指示解除準備区域(平成29年4月1日午前0時に解除された場合、当該区域を含む。)に住所を有する者であって、かつ、合計所得額が6,330,000円以上である者は、平成29年10月1日以降は免除の対象としない。ただし、同日前の審査の対象となる介護サービスに係る利用者負担免除にあっては、この限りでない。
- 6 第1項の規定にかかわらず、平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に指定を解除された帰還困難区域、居住制限区域又は避難指示解除準備区域に住所を有する者であって、かつ、合計所得金額が6,330,000円以上である者は、令和2年10月1日以降は免除の対象としない。ただし、同日前の審査の対象となる介護サービスに係る利用者負担免除にあっては、この限りでない。

(免除対象サービス)

- 第3条 利用者負担免除の対象となる介護サービス (以下「免除対象サービス」という。) は、 次のとおりとする。
 - (1) 介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。) 第8条第1項に規定する居宅 サービス
 - (2) 法第8条第14項に規定する地域密着型サービス
 - (3) 法第8条第25項に規定する施設サービス
 - (4) 法第8条の2第1項に規定する介護予防サービス
 - (5) 法第8条の2第14項に規定する地域密着型介護予防サービス
 - (6) 法第44条第1項に規定する居宅介護福祉用具購入費
 - (7) 法第45条第1項に規定する居宅介護住宅改修費
 - (8) 法第56条第1項に規定する介護予防福祉用具購入費
 - (9) 法第57条第1項に規定する介護予防住宅改修費
 - (10) 郡山市介護予防・日常生活支援総合事業施行規則第4条に規定する総合事業サービス
- 2 免除対象被保険者が免除対象サービスを受ける場合は、法第51条の規定による高額介護サービス費、法第61条の規定による高額介護予防サービス費、法第51条の2の規定による高額医療合算介護サービス費、法61条の2の規定による高額医療合算介護予防サービス費、郡山市介護予防・日常生活支援総合事業施行規則第9条の規定による高額介護予防サービス費及び高額医療合算介護予防サービス費の支給は、行わないものとする。

(免除対象費用)

第4条 利用者負担免除の対象となる費用の額は、平成24年4月1日から令和3年3月31日まで の間に審査の対象となる免除対象サービスに係る利用者負担額の全額とする。ただし、その対 象の限度については、法第200条第1項の規定による。

(利用者負担額の免除の申請)

第5条 利用者負担免除を受けようとする者は、郡山市原子力発電所事故避難者介護保険利用者 負担免除申請書(第1号様式)に第2条に該当するものであることが証明できる書類を添付し て、市長に提出しなければならない。ただし、平成23年度において、警戒区域に住所を有する こと等を理由に免除対象被保険者の利用者負担額が免除されていたものについては、この限り でない。

(免除の決定通知等)

- 第6条 市長は、前条本文の申請書の提出があった場合は、速やかに内容を審査し、当該免除の 可否を決定し、郡山市原子力発電所事故避難者介護保険利用者負担免除決定通知書(第2号様 式。次項において「決定通知書」という。)により申請者に通知するものとする。
- 2 前項の決定が免除の決定であるときは、決定通知書に併せて郡山市原子力発電所事故避難者 介護保険利用者負担免除認定証(第3号様式。以下「免除認定証」という。」を当該申請者に 交付するものとする。ただし、平成23年度において、警戒区域に住所を有すること等を理由に 当該免除対象被保険者の利用者負担額が免除されていた者であって、既に介護保険利用者負担 額減額・免除認定証の交付を受けているものは、これを免除認定証に代えることができる。

(免除認定証等の提示)

第7条 前条第2項の規定により免除認定証の交付を受けた者(以下「免除認定被保険者」という。) 又はこれに代わるものとして介護保険利用者負担額減額・免除認定証の交付を受けている者が、免除対象サービスを受けるときは、当該免除認定証又は介護保険利用者負担額減額・免除認定証を免除対象サービスを提供する事業者に提示するものとする。

(変更の届出)

第8条 免除認定被保険者は、免除認定証の記載事項に変更があったときは、当該変更に係る事由が生じた日から14日以内に、免除認定証に変更の事実を証する書類を添えて市長にその旨を届け出なければならない。

(免除認定証の返還)

第9条 免除認定被保険者は、被保険者の資格を喪失したとき又は第2条に規定する条件に該当 しなくなったときは、遅滞なく免除認定証を市長に返還しなければならない。

(準用)

第10条 第8条及び前条の規定は、介護保険利用者負担額減額・免除認定証の交付を受けている者について準用する。この場合において「免除認定被保険者」とあるのは「既に介護保険利用者負担額減額・免除認定証の交付を受けている者」と、「免除認定証」とあるのは「介護保険利用者負担額減額・免除認定証」とそれぞれ読み替えるものとする。

(費用の返環)

第11条 市長は、虚偽その他不正な行為によりこの要綱に基づく支援を受けた者に対し、第4条 の規定による免除対象サービスに係る利用者負担額の全部又は一部の返還を命じることができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成24年10月26日から施行し、同年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成25年3月5日から施行する。

附則

この要綱は、平成26年3月18日から施行し、平成26年3月1日から適用する。 附 則

この要綱は、平成27年3月30日から施行し、平成27年3月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成28年3月30日から施行し、平成28年3月1日から適用する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年10月21日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に交付されている改正前の要綱の様式により使用されている書類は、 改正後の様式によるものとみなす。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前の利用者負担額の免除については、なお従前の例による。

附即

この要綱は、平成30年3月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年3月1日から施行する。

财 目

この要綱は、平成31年3月20日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に改正前のそれぞれの要綱の様式の規定により作成されている用紙 は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

第1号様式(第5条関係)

郡山市原子力発電所事故避難者介護保険利用者負担免除申請書

フ	IJ	ガ	ナ								
被係	・険	者」	毛名							被保険者番号	
生	年	月	目	明・カ	て・昭	左	丰	月	日生		
								んでくた		(山市介雑程)除	の被保険者が以下の事由
					゛れかに				- より、 和	7四117月 暖休快	ジ放体機合が多しの事 由
				*	避難区	域内、	若しく	くは同法	去に基づき	き設定されてい	示区域内、計画的 た緊急時避難準備 地点の住居に居住
申;	請の)理	! 由					を行って			22.W. (2) E/11 (6/11 E
				1 2	•					本市に転入した)被保険者であ	
	郡 山 市 長 関係書類を添えて利用者負担額に係る免除を申請します。										
			年	月	日						
			信	主所						電話番号	
ŀ	申請	者									
J				氏名						携帯電話番号	

※保険者記入欄

交付年月日	適用年月日	有 効 期 限			
年 月 日	年 月 日から	年 月 日まで			

備考

- 1 太線枠内を記入してください。
- 2 ※印の欄は記入しないでください。

年 月 日

様

郡山市長 品川 萬里

郡山市原子力発電所事故避難者介護保険利用者負担免除決定通知書

年 月 日付けで申請のありました標準負担減額、利用者負担額減額・免除については、次のとおり決定しましたので通知します。

	被保険者氏名					被保険者番号				
ž	央 定 年 月 日		年	月	日		•			
Ž	央 定 事 項	•								
1	【利 用 料】 適用年月日		年	月	日	(承認内容)	利用者負担額	利用者負担額減額・免除		
承認する	有効期限		年	月	Ħ		給付率	100/100		
② 承認しない	理由									

問 合 せ 先 郡山市保健福祉部介護保険課

住 所 〒963-8601 郡山市朝日一丁目23番7号

電話番号 024-924-3021 ファケシミリ番号 024-934-8971

那山市百子力及電所事故遊離者

		介護保険利用者負担免除認定証									
		交付年月日	=======================================		年	月	日				
他		被保険者番 号									
の 市	被	住 所									
町 村		フリガナ									
に住所	保	氏 名									
を異動	険	生年月日									
した	者	適用年月日			年	月	日	から			
ときは		有効期限			年	月	日	まで			
この証	免 認 <i>;</i>	除 定 事 項	給付率 100 / 100								
は 使 用			0 7 2 0 3 3								
できま		険者番号 びに保険	郡山市朝日一丁目23番7号								
せん。	者? 印	名称及び	郡	Щ	市						

(裏面)

注 意 事 項

- 1 介護サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業のサービスを受けるときは、必ず事前に、この認定証を事業者に提出してください。
- 2 介護サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業のサービスを受けるときに支払う金額は 介護費用から介護費用に給付率を乗じた額を差 し引いた額になります。
- 3 被保険者の資格がなくなったとき、減免額認 定の要件に該当しなくなったとき、減免の認定 証の有効期限に至ったときは、遅滞なくこの証 を郡山市に返してください。また、転出の届出 をする際には、この証を添えてください。
- 4 この証の表面の記載事項に変更があったときは、14日以内に、この証を添えて、郡山市にその旨を届け出てください。
- 5 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐 欺罪として懲役の処分を受けます。